

平成 24 年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第 2 回 議事録

日 時 平成 24 年 5 月 29 日（火） 19 時 00 分 ～ 20 時 45 分

場 所 橘処理センター 3 階会議室

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 第 1 回検討協議会議事録の確認

【概要】

議題の検討に先立ち、事務局から第 1 回検討協議会の「議事録」並びに「橘処理センター整備事業だより」及び改定した「検討協議会設置要領」について、内容の確認がありました。つづいて、それら 3 点についてホームページに掲載することが了承されました。

(2) 議題

ア 検討協議会の基本理念と基本方針

【概要】

事務局から「検討協議会の基本理念と基本方針」について説明があり、一部わかりやすく文章を整理して、次回の検討協議会で確認することになりました。

イ 基本計画と整備計画の実例

【概要】

事務局から「王禅寺処理センターの建て替えに係る基本計画及び整備計画」の資料を参考に、「基本計画と整備計画の実例」について説明がありました。つづいて、次回の検討協議会から、基本計画の各検討項目について事務局が検討事項を提示し、協議を行っていくことになりました。

【発言要約】

事務局 : **【資料の説明】**

会 長 : 「王禅寺処理センターの建て替えに係る基本計画及び整備計画」を説明される主旨は、まず全体的な施設のイメージを持ってもらうということですか？

事務局 : 資料は、完成している施設のイメージを基に、どういう協議を進めていくかの一助になればと考えて、ご用意いたしました。

委 員 : 事務局から資料を基にご説明いただき、ごみ処理施設について理解を深

めるのは非常に重要なことですが、委員が何を協議していくのかを明確にしなくては検討協議会の議論が進まないのではないですか？

委員： ケースバイケースで検討項目を明確にしていかなければ、議論が出来なくなってしまう。事務局で整理していただかなければ、検討協議会の運営がスムーズに行われなくなるのではないですか？

会長： 確かに、全般について、検討項目をより具体的に、検討事項として示す必要があると思います。

それでは今後、検討協議会の検討事項を事務局から提示してもらいましょう。

委員： ごみ処理方式の選定について質問があります。「ごみ焼却方式選定特別部会」と検討協議会との位置づけはどうなっているのですか？

会長： 私の認識では、専門的な内容については特別部会で行ってもらい、処理方式を選定するための基本の方針を検討協議会で検討すると考えています。

委員： この検討協議会で検討結果が出ないと、特別部会は進まないということですか？

会長： そういうことだと考えております。

委員： 特別部会には専門的なアドバイザーがいます。素人が検討しても専門的なことについては分かりません。それなのに、検討協議会が先導して検討し、特別部会に引き渡すというのは違うのではないですか？

委員： この検討協議会で検討を行うのは、基本の方針についてであり、その基本の方針に基づいて、特別部会は処理方式の選定を行います。専門的な議論は専門家に任せて、この検討協議会でオーソライズした基本方針に基づいて特別部会で具体的に検討してもらおうという流れではないですか？

委員： この検討協議会では「より安全なもの」などの度合いで基本方針の検討を行うということですね。

委員： 「安心・安全」について意見がございます。安心とは主観的に見るもので、行政側だけでなく、市民が見て安心できるという意味も含まれます。安全とは、客観的に見てという意味です。「安心・安全」は主観と客観両方あってはじめて意味があります。焼却炉方式選定の問題も、市民は不慣れなので、どのような意味で安心・安全なのかを理解するため、方式ごとの比較検討した資料を説明してもらわないと、対象方式が「安心・安全」なのか判断できないと思います。

委員： 市民から見て安心できると思えるように、各検討事項について分かりやすく数字にしてもらえればよいと思います。例えば排ガスの環境基準では、炉の燃焼状態及び状況による数値を比較して見せていただくことで、市民としても具体的に理解できるし、安心できると思います。

会 長 : 意見をおおまかにまとめると、行政側は検討すべき内容を示し、それについて検討協議会で検討し、判断するということですね。

ウ 環境影響評価制度

【概要】

事務局から「環境影響評価制度」について説明がありました。

【発言要約】

事務局 : 【資料の説明】

会 長 : 「環境影響評価制度」についてのご説明していただきました。ご意見・ご質問ございませんでしょうか。

環境影響評価の延べ日数はどのくらいでしょうか？

事務局 : 今現在は環境影響評価について着手していません。スケジュール表に「環境配慮計画書」という項目があります。ここから環境影響評価に取り掛かっていくこととなります。着手して最後の「評価書」まで、2年くらいはかかります。

会 長 : この間、住民説明会はありますか？

事務局 : 何回もあります。

会 長 : 町会の単位で行うのですか？

事務局 : やり方は地域に合わせて臨機応変に対応します。また、住民説明会の内容によって、若干、範囲の設定が異なります。

会 長 : 住民説明会では、検討協議会委員はどのような立場なのですか？

事務局 : ごみ焼却場の建設に関しては、行政が全責任を負ってやるべきなので、検討協議会市民委員の方は、委員としてではなく、住民として参加していただくという立場になります。

エ 川崎市の施策

【概要】

事務局から「川崎市の廃棄物施策」について説明がありました。

【発言要約】

事務局 : 【資料の説明】

会 長 : ご質問・ご意見ございますか。

委 員 : 平成 23 年度のごみ排出量は昨年度に比べて減少したのですか？

委 員 : ごみ量については、昨年度ミックスペーパーの分別収集、南部地域ではプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、まだ集計中ですが、普通ごみは約 27 万 t まで減少しております。

委 員 : 焼却ごみ量は平成 22 年度計画で 41.3 万 t になっていますが、実績でどのくらい減少したのですか？

委 員 : まだ集計中ですが、焼却ごみ量については 40 万 t くらいまで減少して

います。今後、37万tの確実な実施に向けて、行動計画の改定を御提案させていただいており、また、北部地域のプラスチック製容器包装の分別収集を予定しています。

会 長 : 検討協議会の検討にあたって、資料で提示されている数字がどのように関わっているのかが、問題になってくると思います。資料は平成27年度までしかないが、27年度に橘処理センターの建設計画が始まるので、その後の数字を踏まえたうえで考えていかななくてはならないのではないですか？

委 員 : 現在、平成27年度に37万tまでごみの減量を図るという計画を策定中です。今後とも、ごみ排出量減量に向けて努力をしていきますが、次回の検討協議会では将来的なごみ排出動向なども説明しつつ、橘処理センターの処理能力の説明をします。

会 長 : 環境審議会において一般廃棄物処理計画の審議内容があると聞きました。

副会長 : 資料に「行動計画改定案概要」があります。これを当面の計画として、平成25年～27年の3カ年の取り組みをしていくため、市民の方からの意見を募集します。この話だけでもかなりのボリュームがあり、説明すると1時間ほどはかかります。必要ならば、また機会を設けて説明をします。

会 長 : 環境審議会は市民も参加していますが、どのくらいの構成になっていますか？

副会長 : 環境審議会は全部で40名ほど、有識者が半数、市民団体が10名ほど、市民公募が10名ほどです。大きな審議会の中に、緑政施策の担当や廃棄物施策の担当及び大気・水などの担当等、それぞれの専門部会で構成されています。川崎市で施策をするときには、審議会から専門部会に下ろされて、10名前後で構成している部会で一定の審議をしてもらい、そのうえで審議会にて答申を行う形をとっています。

会 長 : 今後、検討協議会でも審議会の内容を尊重しながら検討していかなくてはいけないと思います。

(3) その他

委員から「梶ヶ谷1丁目町内会」の検討協議会への参加についてご意見があり、当該町内会代表1名の検討協議会への参加が了承されました。
